

委員会提出議案第2号

学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月23日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 南 出 昌 彦

学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書

学校給食法第1条は、学校給食が子どもたちの「心身の健全な発達に資するもの」「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とし、「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と、学校給食が教育の一環であることを明確に規定し、学習指導要領にも明記されている。さらに、憲法第26条において、「義務教育はこれを無償とする」と定めており、学校給食は無償とすべきであり、学校給食を無償とする責務は、国と実施主体である自治体にある。

以上のように、法の趣旨を踏まえ子どもたちへの食育を推進するため、また、子どもたちの成長の基盤である家庭を支援することによって、子どもたちの健やかな成長を保障するためにも全国一律に学校給食を無償化する必要がある。

よって、国においては、学校給食無償化を迅速に実施できるよう財源を措置するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣官房長官